

## 旭川市市民活動交流センター利用料金規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、旭川市市民活動交流センター条例（平成21年旭川市条例第43号。以下「交流センター条例」という。）の使用者から徴収する利用料金に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用料金)

第2条 旭川市市民活動交流センター（以下「交流センター」という。）の利用料金は、別表第1に定める額とする。

2 冷暖房料は利用料金の2割に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）とし、その徴収期間は、冷房料金については6月1日から8月31日まで、暖房料金については10月1日から翌年の4月30日までとする。

3 前項に規定する冷房料金については、会議・研修室1、会議・研修室2、作業・打合せ室及び事務作業室のみを対象とする。

4 備付設備の利用料金は、別表第2に定める額とする。

5 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 利用料金は、前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(利用料金の減免)

第3条 交流センターの利用料金を減額又は免除することができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 使用者が市民活動等のため交流センターと共催する事業で交流センターを使用する場合 免除

(2) 旭川市が市民活動等のため主催する事業で交流センターを使用する場合 減額

(3) 若者の団体（活動の主催者において、半数以上が30歳未満である団体）が公益的・公共的な活動（広く社会のために行う非営利の活動で、活動の効果が当該団体以外に及ぶ活動）で交流センターを使用するとき 減額

(4) その他、指定管理者及び旭川市が交流センターの目的にかんがみ特別の事情があると認められた場合は、利用料金を減額し、又は免除することができるものとし、その場合の取扱いについては、別に定める。

2 交流センターの利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、旭川市市民活動交流センター利用料金減免申請書（様式第1号）を指定管理者に提出し、旭川市市民活動交流センター利用料金減免承認書（様式第2号）の交付を受けなければならない。

(冷暖房料及び備付設備の利用料金の取扱い)

第4条 前条第1項に規定する利用料金の減額又は免除する場合の冷暖房料及び備付設備の利用料金の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 利用料金を免除する場合

ア 冷暖房料は、免除とする。

イ 備付設備の利用料金は、免除とする。

(2) 利用料金を減額する場合

ア 冷暖房料は、別表第1に規定する利用料金の2割に相当する額（10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）とする。

イ 備付設備の利用料金は、別表第2に掲げる額とする。

2 別表第1備考第4項の規定により10割増の利用料金とする場合の冷暖房料及び備付設備の利用料金の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 冷暖房料は、別表第1に規定する一般の利用料金の2割に相当する額(10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。)とする。

(2) 備付設備の利用料金は、別表第2に掲げる額とする。

(利用料金の減額の割合)

第5条 第3条第1項に規定する利用料金の減額の割合は5割とし、減額後の利用料金に10円未満の端数(1㎡単位で利用料金が定められている部分については1円未満の端数)が生じたときは、これを切り捨てる。

(利用料金の不還付)

第6条 既納の利用料金は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用日の7日前までに使用中止の届出があったとき。5割還付(既納の利用料金の5割の額に10円未満の端数(1㎡単位で利用料金が定められている部分については1円未満の端数)が生じたときは、これを切り上げた額を還付する。)

(2) 使用者の責めに帰すことのできない事由により使用不能になったとき。全額還付

(3) 公益上又は交流センターの管理運営上やむを得ない事由が生じたため、使用を停止し、又は使用の承認を取り消したとき。全額還付

(4) その他指定管理者が特別の事由があると認めたとき。

附 則

1 この規程は、平成22年6月29日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に承認された使用に係る利用料金については、改正後の規程の内容にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日前に承認された使用に係る利用料金については、改正後の規程の内容にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和元年11月12日から施行する。

2 改正後の利用料金規程の内容については令和2年4月1日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

3 この規程の施行の日前に承認された使用に係る利用料金については、改正後の利用料金規程の内容にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。